

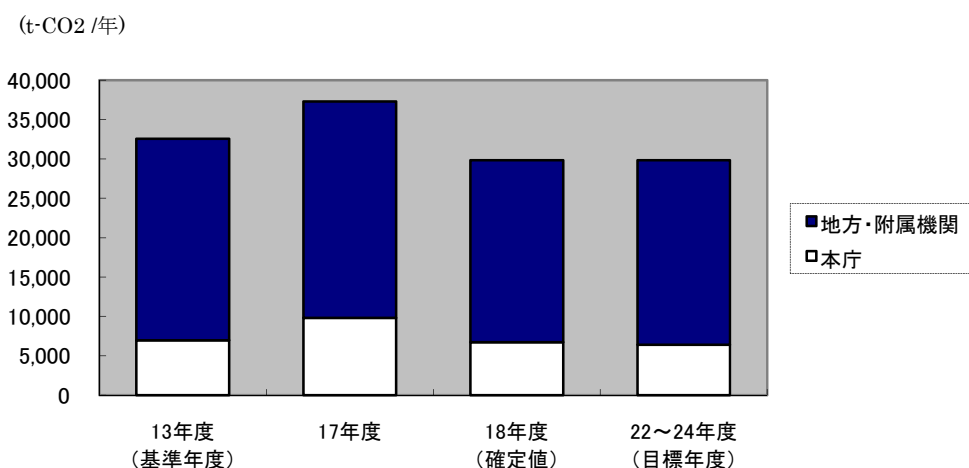
警察庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成 19 年 10 月 12 日
警察庁地球温暖化対策推進本部決定
平成 21 年 2 月 3 日改定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、警察庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

警察庁の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成 18 年度において 13 年度比で約 8 %減少していることから、引き続き、政府における温室効果ガスの排出量の削減目標値に合わせ、目標期間である平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度における総排出量の平均を 13 年度比で約 8 %削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。この目標は、警察庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。



1. 対象となる事務及び事業

原則として、警察庁が行う全ての事務及び事業を対象とする。なお、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を果たす上で支障を来すことのないよう十分に配慮するものとする。

2. 実施計画の期間等

本計画は、平成 19 年度から 24 年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車等の導入

- ・ 警察庁の一般公用車については、低公害車率 100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、警察業務の特殊性等を考慮しつつ、低公害車化を図る。
- ・ 車両等の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の排出量のものを選択するなど、より温室効果ガスの排出の少ないものの導入を進め、当該車両等の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

【政府目標】 公用車の燃料使用量を平成 13 年度比で、平成 22 年度から 24 年度までの期間に平均概ね 85%以下とする。

- ・ 公用車の使用実態等を精査することにより、台数等の見直しを行う。
- ・ 待機中のエンジンの停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ・ 日常的な経路として有料道路を利用する公用車については、E T C 車載器の設置を推進する。
- ・ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（V I C S）対応車載器の積極的活用を図る。
- ・ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ・ 用途等に応じ、ガソリンを満タンにしないなどの効率的利用を図る。
- ・ 通勤時や業務時の移動においては、鉄道、バス等公共交通機関の利用を図る。
- ・ 公用車の使用に当たっては、警備上・業務上の必要性を考慮する。
- ・ タクシー券の適切な管理を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

(3) 自転車の活用

本庁及び地方・附属機関における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として自転車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

- ・ 現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等の O A 機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。
- ・ 現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては節水型等のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

(5) 用紙類の使用量の削減

【政府目標】用紙類の使用量を平成 13 年度比で、平成 22 年度から 24 年度までの期間に平均で増加させない

- ・ コピー用紙等の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ・ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

- ・ コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の購入・使用を図る。
- ・ 印刷物について、再生紙の使用を進める。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するように努める。
- ・ 文具類等の物品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）等に基づき、再生材料から作られた製品、詰め替え可能な製品等の購入・使用を図る。
- ・ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する際には、リサイクルのルートが確立しているものを使用するよう努める。

(7) H F C の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

- ・ 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F C を使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ・ エアゾール製品を使用する場合には、安全性等を考慮し、必要不可欠な場合を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。
- ・ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力六フッ化硫黄（S F 6）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8) その他

- ・ 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ・ 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ・ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を図る。
- ・ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、L P G 等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ・ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、L P G 等の、温室効

果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

- ・ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料への変更を検討する。
- ・ 省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。
- ・ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ・ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。
- ・ 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促すとともに、その適正な配置を促す。
- ・ 簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。
- ・ エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
- ・ 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

4. 建築物の建築・管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・ 既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- ・ 既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広くE S C O事業を導入する。このため、政府実行計画における庁舎E S C O診断実施基準（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）（1）の条件のいずれにも該当する建物については、平成19年度から簡易E S C O診断を実施し、平成20年度までを目途として原則として全ての建物について実施する。また、これら以外の建物についても、同基準（2）の指標を勘案して優先順位付けを行い、優先順位の高い2施設については同様に平成20年度までを目途として簡易E S C O診断を実施する。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材等の選択

- ・ 建築資材については、再生された又は再生できるものの使用に努める。
- ・ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインド

シャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

- ・ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建築資材の利用を促進する。
- ・ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど、設備におけるエネルギー損失の低減を図る。
- ・ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ・ 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ・ 高効率空調機の導入を図る。
- ・ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

- ・ 業務の性質等を考慮しつつ、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理を図る（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度を目安とする。）。
- ・ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

- ・ 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備の導入を図る。
- ・ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加を検討する。

(7) 水の有効活用

- ・ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
- ・ 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
- ・ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ・ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備計画

政府の実行計画第4の2(8)、政府の実行計画の実施要領2(8)及び「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、警察庁における太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画は以下のとおりとする。

- ・ 新設の庁舎において、可能な限り太陽光発電の導入及び建物の緑化を図るものとする。
- ・ 既存庁舎において、既に10kWの太陽光発電及び1,648㎡の建物の緑化を整備済みであるが、計画期間である平成19年度から24年度までに、追加的に707kWを目途

として太陽光発電を導入するとともに、追加的に 343 m²を目途として建物の緑化を行うこととする。これらの整備に当たっては、以下のスケジュールを目安として進めることとする。

①太陽光発電の導入スケジュールの目安（単位：kW）

	19～20 年度	21～24 年度	計
新築の庁舎	0	0	0
既存の庁舎	3 8 0	3 2 7	7 0 7
本庁	0	0	0
地方・附属機関	3 8 0	3 2 7	7 0 7
計	3 8 0	3 2 7	7 0 7

②建物の緑化の整備スケジュールの目安（単位：m²）

	19～20 年度	21～24 年度	計
新築の庁舎	0	0	0
既存の庁舎	0	3 4 3	3 4 3
本庁	0	0	0
地方・附属機関	0	3 4 3	3 4 3
計	0	3 4 3	3 4 3

(9) その他

- ・ 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ・ 建築物の建築等に当たっては出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ・ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ・ 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を図る。

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

【政府目標】 ○ 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から 24 年度までの期間に平均で概ね 90%以下にする

○ エネルギー供給設備等における燃料使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から 24 年度までの期間に平均で増加させない

- ・ ○A機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正

管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

- ・ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ・ 発熱の大きいOA機器の配置を工夫する。
- ・ 水曜日の定時退庁を徹底し、深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減を図る。
- ・ 休暇の計画的取得、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ・ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・ トイレ、廊下、階段等における自然光の活用及び自動消灯システムの設置を図る。
- ・ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を実施する。
- ・ 給湯器へのエコマイザーの導入等によるガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を検討する。
- ・ 施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器の導入を検討する。
- ・ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ・ 庁舎の使用電力購入に関し、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
- ・ 全ての白熱灯（非常用照明器具を除く。）をランプ型蛍光灯に入れ替えるとともに、直管型の蛍光灯について高効率反射板の取付け、Hf型蛍光灯の採用を薦める。

イ 庁舎における節水等の推進

【政府目標】事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成22年度から24年度までの期間に平均で90%以下にする

- ・ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ・ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ・ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ・ その他、庁舎における節水等を図る。

(2) ごみの分別

- ・ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ・ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ・ 不要となった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

【政府目標】廃棄物の量を、平成13年度比で、平成22年度から24年度までの期間

に平均で概ね 75%以下にする

可燃ごみの量を同期間に概ね 60%以下にする

- ・ 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ・ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ・ シュレッダーの使用に当たっては必要性等を考慮する。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ・ 厨房に呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ゴミの量を抑制する。
- ・ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について再生利用や熱回収を図る。
- ・ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられている場合は、参加を検討する。
- ・ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適切に処理されるように努める。
- ・ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ・ 警察庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用にも努める。
- ・ 警察庁が後援等をする民間のイベントについても、上記の取組が行われるよう促す。

6. 職員に対する研修等

- ・ 庁内LAN等の利用による地球温暖化対策関連情報の周知に努める。
- ・ 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が認められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進めるなど必要な便宜を図る。また、職員に、1人1日1kgのCO₂削減に向けた「私のチャレンジ宣言」への参加を呼びかけるとともに、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組の実施を促す。
- ・ 昼休みの一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- ・ 職員から省CO₂に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

7. 計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本実施計画の実施状況については、毎年度、長官官房会計課がとりまとめを行い、警察庁実施計画推進本部において、評価・点検を行うものとする。また、評価・点検の結果は公表するものとする。

警察庁温室効果ガス削減計画

23426	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標		
									(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	1,759,513	1,650,194	1,731,644	1,715,075	1,698,506	1,681,937	1,665,368	-5.4%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	30,776,809	35,626,275	28,187,409	28,185,432	28,183,456	28,181,479	28,179,502	-8.4%	
電気	kg-CO2	20,905,721	25,786,577	19,890,689	19,769,246	19,647,802	19,526,359	19,404,915	-7.2%	
	(電気使用量)	kWh	54,636,297	59,275,315	50,604,308	50,851,036	51,097,763	51,344,491	51,591,219	-5.6%
	電気以外	kg-CO2	9,871,088	9,839,698	8,296,720	8,416,187	8,535,653	8,655,120	8,774,587	-11.1%
その他	kg-CO2	12,638	12,771	8,715	9,405	10,094	10,784	11,473	-9.2%	
合計	kg-CO2	32,548,960	37,289,240	29,927,768	29,909,912	29,892,056	29,874,200	29,856,344	-8.3%	

警察庁本庁 温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標	
									(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	105,921	80,380	80,774	80,441	80,107	79,774	79,441	-25.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	6,864,513	9,752,470	6,798,891	6,682,498	6,566,104	6,449,710	6,333,315	-7.7%
電気【合計】	kg-CO2	6,309,341	9,087,148	6,516,526	6,403,687	6,290,847	6,178,008	6,065,167	-3.9%
(電気使用量)	kWh	16,691,378	17,364,435	15,990,296	17,773,494	17,461,471	17,149,450	16,837,423	0.9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	—	—	—	—	—	—	—	—
電気【一般】	kg-CO2	6,309,341	1,502,660	3,459,767	3,390,591	3,321,415	3,252,239	3,183,062	—
(電気使用量)	kWh	16,691,378	3,975,292	9,152,823	9,213,563	9,025,584	8,837,606	8,649,625	—
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	0.368	0.368	0.368	0.368	—
電気【その他】	kg-CO2	0	7,584,488	3,056,759	3,013,096	2,969,432	2,925,769	2,882,105	—
(電気使用量)	kWh	0	13,389,143	6,837,473	8,559,932	8,435,886	8,311,844	8,187,798	—
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	—	—	—	0.352	0.352	0.352	0.352	—
電気以外	kg-CO2	555,172	665,322	282,365	278,811	275,257	271,702	268,148	-51.7%
その他	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	—
合計	kg-CO2	6,970,434	9,832,850	6,879,665	6,762,939	6,646,211	6,529,484	6,412,756	-8.0%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・省エネファンベルトの更新 8 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・環境配慮型入札の実施 150 t-CO2
- ・冷暖房等の空調の省エネ運転等
- ・エレベータの使用抑制(平成19年度中)

警察大学校 温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標	
									(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	16,174	17,291	17,973	15,613	15,600	15,600	15,600	-3.5%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	5,073,772	5,088,261	4,829,757	4,926,680	4,907,396	4,584,325	4,584,256	-9.6%
電気【一般】	kg-CO2	2,049,598	2,280,395	504,793					
(電気使用量)	kWh	5,422,218	6,032,791	1,335,431					
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.3780	0.3780	0.3780					
電気【その他】	kg-CO2	0	0	1,763,942	2,218,834	2,218,834	1,895,763	1,895,756	
(電気使用量)	kWh			4,432,014	5,617,302	5,617,300	5,592,220	5,592,200	
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh			0.3980	0.3950	0.3950	0.3390	0.3390	
電気以外	kg-CO2	3,024,174	2,807,866	2,561,023	2,707,846	2,688,562	2,688,562	2,688,500	
その他	kg-CO2	167							
合 計	kg-CO2	5,090,113	5,105,552	4,847,730	4,942,293	4,922,996	4,599,925	4,599,856	-9.6%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- 冷暖房システムの変更、断熱ガラス(H19まで) 6t-CO2
- 太陽光発電の増設 44t-CO2
- 省エネ設備への変更 6t-CO2
- E S C O事業の実施 99t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- 環境配慮型入札の実施

○推進体制

1. 地方支分部局全体の推進体制

(1) 対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。

(2) 会計課長は、地方支分部局のエネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、地方支分部局にフィードバックする。

2. 地方支分部局の推進体制

(1) 平対17年4月15日に副校長を長とする「警察大学校省エネルギー対策推進委員会」を設置している。各所長等を副委員長、各教養部長等を委員とする委員会で意志決定をし、教務部長を会長とし、各教養部教授等を幹事とする幹事会で具体案を協議する体制としている。

(2) 電気・機械設備等維持管理業務委託の中でエネルギー管理者の業務を委託し、省エネルギー対策を推進することとしている。

(3) 会計課において毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、適時幹事会に報告するとともに、目標達成のために必要な設備改修等のハード対策を計画し、ソフト対策の強化を推進する。

科学警察研究所 温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標	
									(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	7,860	6,440	6,181	6,000	6,000	6,000	6,000	-23.7
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,314,453	3,673,588	3,466,162	3,511,520	3,429,264	3,154,439	3,050,527	-8.0
電気【一般】	kg-CO2	1,405,853	1,579,361	1,514,387			1,349,559	1,294,615	-7.9
(電気使用量)	kWh	3,719,188	4,178,204	4,006,314			3,570,261	3,424,907	-7.9
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378			0.378	0.378	
電気【その他】	kg-CO2	0	0	0	1,634,520	1,575,419			
(電気使用量)	kWh				3,855,000	3,715,612			
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh				0.424	0.424			
電気以外	kg-CO2	1,908,600	2,094,227	1,951,775	1,877,000	1,853,845	1,804,880	1,755,912	-8.0
その他	kg-CO2								
合計	kg-CO2	3,322,313	3,680,028	3,472,343	3,517,520	3,435,264	3,160,439	3,056,527	-8.0

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 冷水2次ポンプのインバータ化 5.3 t-CO2
- ・ 換気設備用ファンベルトへ交換の省エネタイプへの交換 1.5 t-CO2
- ・ E S C O事業の実施 7.4 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 通年一定の温度管理を行っている実験室の設定温度変更 10.2 t-CO2
- ・ エレベーターの部分運転（間引き運転） 33.7 t-CO2
- ・ 廊下・階段等の消灯 3.9 t-CO2
- ・ 昼休みにおける執務室の消灯、洗面所の未使用時の消灯 10.7 t-CO2
- ・ 退庁時のO A機器のOFF電源 15.6 t-CO2
- ・ 両面コピーの推進 3.7 t-CO2
- ・ 環境配慮型入札の実施 22.5 t-CO2

○推進体制

1. 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。
- (2) 会計課長は、地方支分部局のエネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、地方支分部局にフィードバックする。

2. 地方支分部局の推進体制

- (1) 対策の総括責任者は総務部長とし、対策の実施を図るため各部長等で構成される委員会を設置する。
- (2) 実施施策の徹底を図るため、会計課長を長とする幹事会を設置し、各部研究室長の中から幹事を指定する。
- (3) 全職員に政府の「地球温暖化対策」に関する資料を配付し、職員のCO2削減に関する意識を浸透させる。

東京都警察情報通信部 削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標	
									(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	28,072	29,873	25,630	21,180	24,357	28,011	32,212	14.7%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	297,332	291,078	162,888	177,976	200,997	227,104	256,723	-13.7%
電気【一般】	kg-CO2	203,321	210,250	67,684	73,504	80,854	88,940	97,834	-51.9%
(電気使用量)	kWh	537,885	556,217	179,059	194,455	213,901	235,291	258,820	-51.9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.3780	0.3780	0.3780	0.3780	0.3780	0.3780	0.3780	
電気【その他】	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	
(電気使用量)	kWh								
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh								
電気以外	kg-CO2	94,011	80,828	95,204	104,472	120,143	138,164	158,889	69.0%
その他	kg-CO2								
合計	kg-CO2	325,404	320,951	188,518	199,156	225,354	255,115	288,935	-11.2%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・空調設備の高効率化タイプへの更新 26.519 t-CO2
(警視庁庁舎の空調機は、全空調機を対象に平成11年度から10年計画で実施中)
- ・照明のインバータ化 2.947 t-CO2
(平成19年度は廊下等で実施)
- ・外気冷房の導入 3.275 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・冷房等の空調の省エネ運転・エレベータの間引き運転等の継続実施

○推進体制

1. 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。

(2) 会計課長は、地方支分部局のエネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、地方支分部局にフィードバックする。

2. 地方支分部局の推進体制

(1) 対策の実施責任者は、通信庶務課長とし、対策の徹底を図るため、部内職員により構成される委員会を設置する。

(2) 通信庶務課において、エネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、本庁長官官房会計課長に報告するとともに、メール等にて局内職員全員に周知する。

(3) 通信庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

皇宮警察本部 温室効果ガス削減計画

		(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標	
									(13年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	212, 225	195, 294	195, 113	195, 100	195, 100	195, 100	195, 100	-8.1%
施設のエネルギー使用		kg-CO2	1, 122, 583	1, 268, 432	1, 177, 638	1, 141, 423	1, 105, 207	1, 068, 992	1, 032, 775	-8.0%
	電気	kg-CO2	728, 832	850, 668	776, 366	749, 906	723, 446	696, 986	670, 525	-8.0%
	(電気使用量)	kWh	1, 928, 128	2, 250, 445	2, 053, 879	1, 983, 879	1, 913, 878	1, 843, 878	1, 773, 877	-8.0%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 3780	0. 3780	0. 3780					
	電気以外	kg-CO2	393, 751	417, 764	401, 272	391, 517	381, 761	372, 006	362, 250	-8.0%
その他		kg-CO2	0	464	0	0	0	0	0	
合 計		kg-CO2	1, 334, 808	1, 464, 190	1, 372, 751	1, 336, 523	1, 300, 307	1, 264, 092	1, 227, 875	-8.0%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 人感センサー及びインバーター化等の追加導入を検討するとともに、電気機器等の減耗更新時における環境配慮型製品への移行を推進する。
- ・ E S C O事業の実施 (112t-CO2)

(2) 運転・管理等ソフト対策

削減目標達成のために、設備改修等ハード対策を継続して検討していくとともに、電気機器のこまめなスイッチOFFの実践や、空調機のフィルター部分の清掃等、職員個人でも実践可能なソフト対策についても、継続して実施する。

○推進体制

1. 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。
- (2) 会計課長は、地方支分部局のエネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、地方支分部局にフィードバックする。

2. 地方支分部局の推進体制

- (1) 統括責任者を警務部長とし、各所属に責任者を置き、対策の徹底を図るために必要な協議を行う。
- (2) 会計課においてエネルギー使用量及び目標達成見込みを把握し、毎月の使用量をネットワーク掲示板に掲示して削減意識の高揚を図る。また、必要に応じて設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各所属責任者を中心にソフト対策の徹底を図る。

北海道警察情報通信部 温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標	
									(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	108,837	88,756	154,217	176,010	153,225	130,436	107,648	-1.1%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,143,481	1,116,457	926,103	1,051,261	1,049,002	1,046,743	1,044,484	-8.7%
電気【一般】	kg-CO2	893,761	949,246	766,344	892,867	891,973	891,079	890,185	-0.4%
(電気使用量)	kWh	2,364,446	2,511,233	2,027,366	1,778,619	1,776,838	1,775,057	1,773,276	-25.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.3780	0.3780	0.3780	0.5020	0.5020	0.5020	0.5020	
電気【その他】	kg-CO2	35,415	0	0	0	0	0	0	
(電気使用量)	kWh	58,829	27,200	6,700	49,100	49,200	49,200	49,200	-16.4%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.6020	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
電気以外	kg-CO2	214,305	167,211	159,759	158,394	157,029	155,664	154,299	-28.0%
その他	kg-CO2	1,462	2,481	433	1,431	1,400	1,373	1,345	-8.0%
合 計	kg-CO2	1,253,780	1,207,694	1,080,753	1,228,702	1,203,627	1,178,552	1,153,477	-8.0%

○ 主な削減対策と削減量

1 設備改修等ハード対策

(1) 中継所局舎及び機器撤去による電気使用量の削減

・局舎及び機器撤去 7箇所 (19年度)

13.650t-CO2

(2) 事務所等照明の間引き

4.934t-CO2

電気

熱量

2 運転・管理等ソフト対策

7.200t-CO2

8.100t-CO2

(1) 事務室等の設定温度の徹底

・室内温度 冷房期間 28℃ 暖房期間 19℃

(2) 12階以上の各部屋の24時間空調通気場所の見直し

(3) 冬期間のロードヒーティング時間の短縮

(4) 事務室、廊下照明の間引き

(5)エレベーターの間引き運転

- ・平日運転時間 7:30～19:00（日中間引き運転実施）
- ・休日運転時間 高層用、低層用各1台運転実施

(6)各階電気給湯器の利用時間の短縮

- ・通電時間 8:00～13:00

○ 推進体制

1. 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。
- (2) 会計課長は、地方支分部局のエネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、地方支分部局にフィードバックする。

2. 地方支分部局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、通信庶務課長とし、通信庶務課において温室効果ガス排出量を把握する。
- (2) 地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガス排出量削減の必要性を各職員に周知する。
- (3) 業務合理化による超過勤務縮減を推進し、電気使用量の削減を図る。

管区警察局 温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22～24年度目標		
									(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	1,280,591	1,232,308	1,251,756	1,267,785	1,254,979	1,242,173	1,229,367	-4.0%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	12,960,675	14,435,989	10,825,968	12,571,855	12,312,641	12,053,428	11,859,018	-8.5%	
電気	kg-CO2	9,279,600	10,829,509	7,980,646	9,001,212	8,815,620	8,630,028	8,490,834	-8.5%	
	(電気使用量)	kWh	23,914,225	26,354,790	20,573,249	23,196,798	22,718,514	22,240,229	21,881,516	-8.5%
	電気以外	kg-CO2	3,681,075	3,606,480	2,845,322	3,607,454	3,533,832	3,460,211	3,386,589	-8.0%
その他	kg-CO2	11,009	9,826	8,282	10,789	10,569	10,348	10,128	-8.0%	
合計	kg-CO2	14,252,275	15,678,123	12,086,006	13,850,429	13,578,189	13,305,949	13,098,513	-8.1%	

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 太陽光発電の導入 4.44 t-CO2
- ・ 省エネルギー型OA機器等の導入 2.47 t-CO2
- ・ 既設空調機の更新整備に伴う省エネ機器の導入 155.751 t-CO2
- ・ 照明器具設備のインバータ化、人感センサー等の導入 89.697 t-CO2
- ・ アイドリングストップ装置の装着 1.5 t-CO2
- ・ 庁舎窓ガラスへのフィルム貼付、二重サッシ化 10 t-CO2
- ・ 温室効果ガス排出の少ない製品、原材料等の選択 0.413 t-CO2
- ・ 都市ガス簡易ボイラの導入 142 t-CO2
- ・ ESCO事業の実施 237.308 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む。） 279.616 t-CO2
- ・ 蛍光灯の間引き点灯、休憩時間等における消灯等の徹底 67.473 t-CO2
- ・ 電化製品等に対するこまめ対策の実施 11.8 t-CO2
- ・ 各種機器の台数見直しと集約運用 4.9 t-CO2

・ 公用車の効率的利用	15.531 t-CO2
・ 用紙類の使用量の削減	1.542 t-CO2
・ 環境配慮型競争入札の実施	414.093 t-CO2

○推進体制

1. 地方支分部局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。
- (2) 会計課長は、地方支分部局のエネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、地方支分部局にフィードバックする。

2. 地方支分部局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、会計課長とし、対策の徹底を図るため、各課幹部等により構成される委員会を設置する。
- (2) 会計課において、エネルギー使用量等及び目標達成見込みを把握し、本庁長官官房会計課長に報告するとともに、メール等にて局内職員全員に周知する。
- (3) 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。